

陳情第2号 伊豆市における重症心身障害児の福祉サービスの拡充に関する陳情

(意見陳述) 3名

(質 疑)

○Q 今、皆さんの置かれている現状というのが、陳情書であつたりひだまりの保護者の皆さんのパブリックコメントも今朝配付されて、ざっと目を通させていただいたんですけども、非常に僕らからすると申し訳ないなという思いがいっぱいです。本当に皆さんのような方にそうした支援が行き届かないことに、改めて何か思うところが非常にあります。

それで、現状は、お子さんの支援、介護も含めて保護者である皆さんがどうしても時間を取られてしまうがために、就労に就いていてもなかなかその就労が思うように続けることができないというのが1つありますし、事業所が沼津がこれほとんどなんですかね。伊豆医療センターも近くにはあるんですけども、皆さん、特別支援学校も含めて伊豆市外にそうした支援を求めていらっしゃるということだと思んですけども、事業所自体は、やはり看護は医療的行為が伴うんで必要だと思いますけれども、この市外の7か所のその事業所ですね、それは当然看護師さんが常駐なりして医的ケアが受けられる状況だと思んですけども、市内にも、パブリックコメントにもありましたけれども、市内にもいろいろな病院があるわけですね。その病院には当然看護師さんがいるわけなんですけれども、そうしたところの看護師さんの力も借りながら、できるだけ近くにそうしたお子さんを見られるような事業所が欲しいという、そういうふうに解釈したんですけども、何か質疑にならないんですけども、皆さん、本当にいろいろな面でお困りになっていると思んですけども、陳情項目3つありますけれども、できるところからやっていただきたいという、そういうパブリックコメントの声もあつたんですけども、どれを本当に優先してやっていただきたいと、3つ陳情項目を挙げていただいたんですけども、これ以外にもあると思んですけども、今本当に一番困っているものというのは何でしょうか。もし、一番というのは決められないかもしれないんですけども、その辺の思いがあつたら教えていただきたいんです。

○陳情者 ありがとうございます。今回、本当にパブリックコメントにたくさんいろいろな立場なんですね、それぞれの医ケアのお子さんもありますし、支援級だつたりとか特別支援学校に通っていらっしゃるやつたり、あと、今、おひさまを利用しているお子さんとか、年齢も本当に幅広いので、ただ、児童発達支援センターができたことで、市

内でサービスを受けられるようになっていたりですとか、放課後等デイサービスを整備していただいたことで、支援級の通っている子も放課後、私の子供はそうなんですけれども、放課後は安心して預ける場所が増えたりとか、そういうところは大分進んでいるなと思います。

ただ、医ケアのお子さんたちに関しては、本当に全く進んでいないというのが現状なので、今回はそこに特化して陳情をさせていただきましたので、議員の皆さんの力が今一番必要なのは、この子たちのサービスのことかなと思っています。具体的には、どんなサービスがというのは、実際のお母さんたちをお願いします。

- 陳情者 この子は胃瘻を造設して、吸引で学校に通っているんですけれども、重症心身障害児というのは、今日、胃瘻を造設せず経口摂取していても、数年後にはそのまま元気になれるかといったら、また難しいとは思うんです。胃瘻を造設して、経口摂取している場合でも、数年度には胃瘻や吸引など医療的ケアが必要なお子さんも多いかと思うんですけれども、まず一番は、卒業後の生活介護事業所の医療的ケア児を受け入れてくれる先が本当に少ないことというのが一番問題、早く整備していただきたいなと思っています。

私が相談したときには、東部支援学校の懇談会で卒業後を見越した子供のライフステージみたいな、そういう勉強会があったんですけれども、そこでもやはり生活介護事業所が少ないというところで、特に医療的ケア児、伊豆市方面にはほとんどないので、もう数年後にはもうこの方たちの受入れ先はほぼない状態なんじゃないかということも学校の先生から言われまして、そこで相談させていただいたんですけれども、今はこの子は放課後等デイサービスに通いながら、私も仕事をさせていただいているんですけれども、実際、生活事業所に通えたといっても、今、8時20分から3時過ぎまで学校に行っていて、その後、放デイで6時、7時ぐらいまで見てもらうんですけれども、生活介護事業所になりますと9時半から3時、3時半ぐらいまでの利用時間になるので、その時間も短時間になるので、私みたいに18時、17時まで働いていると、離職またはほかの仕事を探して生活スタイルも変えなきゃいけないというふうに思いますので、生活介護事業所プラス日中一時を利用できるような環境がありますと、すごく生活しやすいですし、兄弟も、この子のほかに3人いますので、子供たちにも安心して生活できるのではないかなと思います。すみません、うまく説明できなくて。

- 陳情者 すみません、パブリックコメントに載っている特別支援学校、5年ですね。

ごめんなさい、これは天城のほうがちょっと逆になっている。訪問教育を受けているものです。

同じく一番必要なものと言われると難しいんですけども、やはり卒業後、この子は高校に行くか、今のところ決めていません。そうすると中学卒業15歳から利用したいんですが、何か今のところだと1人も入れないかもという状態らしいんです。なので、7か所あるといっても、伊豆市内で一番重症なのがこの子なんですけれども、超重症児といって点数が加算されるらしいんですけども、それが最高得点ぐらいの状態なんです。その場合だと、預かってくれるところが2か所かなというところの、伊豆医療が一番候補があるんですが、今現在、月に36時間、日中一時を使えるというサービスをいただいている、それで5日分希望を出したとしても通るのが3日とか、現在でもういっぱいだから、最高でも3日しか取れない状態ですね。36時間、市から契約は、市から契約というか、申請していただいている時間があるんですけども、それも使い切れない状態なので、伊豆市だけでは私は難しいと分かっているんですけども、伊豆市だけじゃなくて、伊豆の国市と函南町とか近隣のところで協力していただいて、伊豆医療のような施設がもう一つあるか、伊豆医療を拡大するとか、これをほかでも要望を出しているんですけども、やはり難しいらしいので、そこを切実にお願いしたいです。人数の枠を広げるというか、ただ、看護師さんと医師も不足しているのは私たちも理解しているので、一緒にこれから考えてもらえるとうれしいです。以上です。

○Q 内容は、これで分かります。それで、これからまた対応を、みんなで協力して対応していくんですけども、多分段階的に進んでいくのかなということだと思うんです。それで、我々がちょっと分からないので教えてほしいことがあるんですけども、まず、費用的な負担の面の御心配というのがあるのかなということが1点、それから看護師さんがいらっしゃって預かってくれるスペースがある場所というのと、ぱっと今思いつくのが老人介護施設の空いているところ、一応看護師さんもいます。空いているスペースがある施設もありますけれども、そういうところを利用するという御提案があった場合には、抵抗があるのかなどうかなというのを聞きたい。その2つを教えてもらっていいですか。

○陳情者 費用的な面なんですけども、現在、日中一時支援を使って月4,600円保護者の負担があります。生活介護事業所をまだ利用したことがないので、何か収入によって多分

金額が違うのかなというがあるので金額が分からないんですけども、実際利用したらどのぐらいかかるのかという不安はあります。

もう一つの老人ホームのほうがもし利用できるなら、私は利用したいと思っています。理由としては、老人ホームもいろいろな形があると思うんですが、自由に動けるところは確かにちょっと不安です。理由が、喉に穴を空けて呼吸をしている子なので、これを引っ張られちゃうと命に関わります。なので、終末期医療といいますか、寝たきりの方と同じ老人ホーム、同じ場所で生活するというのは、日中だけ私は使いたいと思っているので、枠があればありがたいです。

以上です。

○陳情者 私も、費用の面ではまだ分からないので、可能であれば負担がない程度がすごくありがたいかなと思います。

あと、老人ホームとの話なんですけれども、沼津のほうにからふる沼津という、ふじのくに型福祉サービスによる、高齢者の方と障害児と一緒に日中を過ごすというところがあるというか、お聞きしたんですけども、そういうところであれば、利用してみたいなと思います。生活介護、日中生活介護事業所として使って、そのまま日中一時の利用の枠で、できたらもう少し長い時間利用させてもらえたら、すごくありがたいなと思います。

以上です。

○Q 市役所のほうと連絡を取りながら相談に乗ってもらいながらやっつけらっしゃると思うんですけども、今さっきの負担面で負担が大き過ぎて断念したとかという方はいらっしゃいますか、仲間で。

○陳情者 サービスの利用をということですか。費用面で大変でということは今のところないです。医ケアの、今日はいらっしゃっていないんですけども、まだ未就学のお子さんで医ケア児さんが1人お仲間いらっしゃるんですが、自発、おひさまを使おうと思ってちょっと考えた時期があったようなんですが、看護師さんも設置してくださってはいらっしゃるんですが、その看護師さんはちょっと経験、その医ケア児さんの経験が看護師さん時代もやっぱり少なかったり、そこでやっぱり保護者が安心して預けるというところで、ちょっとちゅうちょしてしまったり、それで今は伊豆医療のほうを使っていらっしゃるんですが、やっぱりそこまで連れて行く負担が、結局その方はお仕事辞めて、家でその子を見ているという状況なんですけれども、できればおひさ

まさんのほうには看護師さんのスキルだったりとか、あとお医者さんとの信頼関係と  
いうのがあると思うんですけれども、そこはちょっとすぐにできるものではないと思  
うんですが、できれば市内でせつかくそこで看護師さんも配置している場所があるの  
で、そこを使いたいというお気持ちはまだあって、次、年中さんなんですけれども、  
まだ年中、年長と使える期間があるので、そこはぜひ、ちょっと質問とずれてしま  
うかもしれないんですが、お願いしたいと思っていますところですよ。

○陳情者 すみません、費用の面なんですけれども、さっき日中一時支援を月4,600円と  
言ったんですけれども、同じ放課後等デイサービスを併用した場合、そちらでも4,600  
円かかるんですよ。なので、その分2倍になる。さらに生活介護事業所は年齢が上が  
るのでまた別枠なんで、それら2つを合わせた場合の金額と同じぐらいだと助かるな  
とは思っています。それ以上だと、やはり就労したいのに就労できない事実が今ある  
ので、見通せない、自分の生活の金額がちょっと見通せない状態です。

以上です。

○陳情者 医療訪問看護、訪問リハビリというのを皆さん使っていらっしゃたりするん  
ですけれども、医療保険なので、今、こども医療ということで実際のリハの費用とか、  
看護の費用は無償なんですけれども、交通費がかかるんです。スタッフの方に来ても  
らう、それが事業所によって違うんですけれども、やっぱりもう本当に毎日のように  
利用するという状況なので、それなりの負担はあるというのはあると思います。今、  
私たち、皆大体療育手帳とか持っているんで、伊豆市のタクシーチケットが来るんで  
すけれども、タクシーチケットは正直、この状況なのでタクシーは乗れない。そこに  
予算がついているのであれば、例えばそういった交通費だとか、あと病院に皆さん通  
われているので中央道とか縦貫道のチケットとか、そういうものとかのほうがありが  
たいな、そういった交通費の負担だったり、あとは実際働けないということで収入が  
やっぱりそれこそこの子供たちを育てる前よりは、私たちはやっぱり減っている状況  
ではあるので、そういった入ってくる分はやっぱり少ないというのはあります。

以上です。

○Q 本当に大変かと思っています。実際医療、看護、それは訪問看護もあるということ  
も、医療機関へ通うというのは、週のうち、あるいは月のうちどれぐらい実際あるこ  
となんでしょうか。

○陳情者 うちの場合は、今、心臓が悪いので主に循環器を静岡県立こども病院まで通

っています。循環なので歯医者にしろお薬が処方されて治療しますので、月に多いと3回、4回、少ないと最低1回はこども病院にかかっています。

○陳情者 うちも静岡県立こども病院がかかりつけで、総合的に診てもらっています。普通の通院であれば月1回で済ませるように、全ての科をまとめて診ていただいているんですが、最近ちょっと具合が悪いので、入院してしまうと毎月入院になっちゃっていて、一、二週間入院すると1日おきに通院、私が通うんですが、その場合は月5回から10回運転することになります。

以上です。

○Q 先ほど交通費の問題があるということだったんですけども、県立こども病院、静岡岡まで往復される。これも全部実費ということになりますでしょうか。

○陳情者 障害者手帳でETC割引は半額には利くんですけども、ガソリン代ですとか、中央道の、特に緊急を要していたりすると、有料を全て通っていきますので、そのETC代は半額になりますけれども、全て実費になります、家の場合は。

○Q よく分かりました。先ほどの胃瘻あるいは吸引、これについては自宅では保護者の方がやっているということでしょうか。

○陳情者 実際、気管切開という首を手術した場合、その後、保護者ができるように病院で練習をします。その訓練を受けた方がオーケーをもらったら、病院と看護師さんからオーケーをもらったら自宅で過ごせるので、現在、家で過ごせる子は、みんな訓練していると思います。

○Q ありがとうございます。

(補足説明) あり

(質 疑)

○Q 最後にひだまりの御説明があって、今、ガイドラインであるとか伊豆市子どもサポートマップという、マップというのは地図ということ。

○A 地図です。1枚、概要版。

○Q いわゆる皆さんが支援をしてもらいたいという、そういう事業所がマップ上にあるとか、相談先であるとか、そういうことを作っているということですね。

そもそもなんですけれども、陳情者からも冒頭お話がありましたけれども、児童発達支援センターがひだまりの皆さんの陳情も当時含めて開業して今に至っているわけなんですけれども、やっぱりその当初ですね、発達支援の子供のみならず医的ケアの

子供たちも受け入れられるような施設をとということで、私たち議会もそういうことで要望をした覚えがあるんです。現状その体制が整っていないという現状があるわけなんですけれども、一番の課題というのは、当局側としてその医的ケア児を受け入れることがなかなか進まないというか、受け入れられる体制が取れていない、その原因は何だというふうに捉えていますか。

○A 一番問題というのが人的なことが問題でありまして、今現在、職員7名いるんで、それで今おひさまをやっているんですけれども、医ケア児となりますと専門的な看護師さんとかが必要で、それを募集しているところなんですけど、そこが手を挙げてくれる人がいないと、そこが一番ネックだと思っております。

あと、施設的には必要なものについては予算を計上して、これからそろえていきたいと思っているところです。

以上です。

○A もう一点、やはりどうしても医療との連携というのが必要となってくるわけです。先ほどちょっと私も説明しましたけれども、専門の小児科医というのは昼間とかはいますけれども、すぐ例えば連携できるようなお医者さんがいない。近くに、例えば伊豆医療センターみたいな感じで近くにいないというところが、そこも多分保護者の方から見ると、例えばおひさまに預けたとしても、何かあったときにすぐに対応できるところが、サポートがやはり必要だというふうには感じるんですけれども、そういったところも例えばこちらがおひさまにちゃんとした看護師さんとか用意したとしても、そういった不安というのは常に、例えば重症であれば重症であるほどあるのかなというふうには感じております。

以上です。

○Q 当局かどうかあれなんですけれども、費用負担の課題がありました。医療的ケア児支援法という法律が制定されて、施行されているわけなんですけれども、法律上、そうした費用負担についてどうなんでしょうか。皆さんが今いろいろと交通費であるとか、サービス料であるとかあるんですけれども、そのところは法律上どういうふうな書き方をしているんですか。私もちょっと勉強していないんで、もしよかったら教えてください。

○A 医療的な部分につきましては、やはり所得、子供さんであれば保護者の所得に応じた負担割合ということになります。それと、医療的ケア児につきましては、障害児福祉手当というのを月額ですけれども1万4,850円、対象になる方には市のほうから支給

をしているというような状況になります。

それと、あと、先ほど説明がありました医療費につきましては、こども医療であったりとか重度心身障害者医療といったもので医療費の負担軽減というところは、今、図っているような状況でございます。

○Q 今はあくまでも法律に基づいた全国一律の支援ということの認識でいいんですか。障害児福祉手当であるとか、医療費の負担であるとか、それ以外にもやはり費用がかかって大変だというお話があるんですけども、そこは国としては書いていないけれども、どうなんですか、各自治体で支援を独自にやるとか、例えば県レベルであるとか、そうした取組が必要なんじゃないかなと思うんですけども、どうなんですか、そうした支援をしているところというのは、具体的な自治体は出ないかもしれないですけども、そういう動きというのはあるんですか。

○A まず、この法律で国とかが措置しようとしているのは、例えば学校とかに看護師さんを配置したときの費用負担とか、したがって、保護者の方に直接というよりも、地方自治体とかそういったところで例えば県がやる医療的ケア支援センターとか、そういった設置に対する費用というところが主なところですので、個人的なところというのは当然市町村のほうで個別に考えていくところになります。なので、これを踏まえてどうやっていくかというところは、正直市町の判断というところになるかと思えますので、今のところ、個別に、私たちも先ほどいろいろ交通費の負担とか、そういったところでかなり皆様の負担になっているということは把握したんですけども、どのように措置しているかというところが周りの市町とかでも状況を把握していないので、そういったところをまず調査した上で、どのように支援していくかというのを考えたいと思います。

以上です。

○Q お母様方の言いたいことは、おひさまができたときに、これで少しは進むんだろかな、ちっちゃいときを知っていますけれども、これで私たちの子供がちょっと大きくなったら、やっぱりお医者様もちゃんといてくれて看護師さんたちもちゃんと来てくれるような体制なっていてくれればいいなという思いであったと思うんです。でも、なかなか医療的なそういう部分では、はっきり言って進んでいないというのが現状ですし、お医者様もなかなかこういう状況だから大変なんですというのは分かるんですけども、やはり今現実にこうやっていらっしゃるお子さんにとっての一番大事なこ

とは、やっぱりそのあたりをしっかりともう一度市のほうで精査して下さって、おひさまができた意味、やっぱり県、国とかがあって、そういう施設をつくらなくちゃならなくてつくったということは分かっているんですけども、それに上乘せして、この子たちが一生懸命大きくなることを見込んで、もっとちゃんとなっているんじゃないかと思ったら、あれという感じだときっと思うんです。ですので、そこら辺をもう少し市のほうでも体制をしっかりとお医者様の件、看護師さんの件、そのケアをする方の件とか、いろいろあると思いますけれども、考えてもらいたいと思います。

- Q ここでちょっと提案ですが、本来ならば当局と直接陳情者とはないんですが、もし皆さんの意見があれば、もし直接一、二点質問があれば許可したいと思います、委員の皆さんいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 陳情者 さっきおひさまの利用に至らなかったお母さんの話を私もこの間お聞きしたんです。まず1点は、そのお母さんの存在を知らなかったというのが一番ショックだったんです。私たちみたいな団体があることを御存じのはずだと思うんですけども、そのお母様とつながれていなかった。そこがすごくショックでした、正直。そんなおひさまを使おうと思ったけれども、使うに至っていなかったというのもショックでしたし、そのときに相談に乗れなかったというのも本当にショックだったので、つないでいただきたいな、個人情報とかいろいろあると思うんですけども、そういうときには、私たちにつないでほしいというのが1点あります。

あと、訪問看護は家庭には行けるんですけども、学校とか事業所には行く場所にはなれないんです。ただ、やり方として訪問看護ステーションと事業所が契約をして、費用を負担するんですけども、その子に必要な時間に訪問看護ステーションから看護師に来てもらうというやり方は、やっている市があつたりするんです。そうすると、日赤の看護師さんが訪問看護、彼女たちにはやってくれたりするので、うまくそういうところと連携をしてどうかなというのはあります。

なので、部長さんもおっしゃってくれたように、他市町でどうしているかというのはぜひ参考にしてもらって、あと、私たちが知っている情報もあるので、検討するときにぜひ使っていただきたいというか、やっぱり実際にやってみないと、やっている方たちの声を聞いて、私たちもおひさまをつくるために一生懸命やっても、結局、私

たちが使う頃には、もう就学前の子しか使えないので、そこももうちょっとうまく広げて行ってほしいなというのはあるんですけども、でも、私たちより下のお母さんたちをそういう気持ちにさせたくないというのが私たちの願いなので、そこはぜひ、いつでもこういう時間があれば来ますので、もう少し何か近い存在でいてほしいなと思います。

ひだまりもそれぞれのお母さんたちの有志で、今、LINEでのグループ活動が主になっているので、また、こういったものという紙が1枚とか作れたらいいなとは思いますが、そうなんですけれども、そうですね、そんなにもう子育て支援課に行くことも少なくなっているんですけども、そのときにお世話になった保健師さんなんかには、そういう子がいたら、つないでねという話をしているんですけども、異動されちゃうと、どうしてもそういうのってつながっていかないんですが、そうですね、ぜひつないでいただいて、お母さんたちを孤独にさせないというのが私たちの願いでお願いしたい。

○A 貴重な御意見ありがとうございました。やはり私たちと皆様との距離があると、やっぱりそこが、当然議会を通じて、議員さんの皆様のお力もあると思うんですけども、やはりもう少し連携というか、こちらが何かやるにしても、例えばまず御意見を聞いたり、そういったこともしながらということと、あと、さっき訪問看護ステーションの話がすごく、自分たちで事業所、おひさまのほうでまず雇ってということしか考えていなかったものですから、そういったアイデアというのは非常に参考になりましたので、ありがとうございました。

○Q 議論を続けたいわけですが、時間の関係もありますので、委員長及び多分委員の皆さんの総意だと思いますけれども、直接また当局と話し合う機会をつくっていただいて直接生の声を聞いて、私個人的な意見を言わせてもらえば、よくアンケートを取るという言い方をしますけれども、やっぱり直接ヒアリングすることが非常に大事なんですね、当事者の意見を。そんな手法を今後、取り入れてもらえば幸いです。どうも当局の皆さん、ありがとうございました。

(委員外議員) なし

(委員間討議) 永岡委員、鈴木(優)委員、 委員、鈴木(正)委員、青木委員

(討論) なし

(採決) 挙手全員。採択。

**【教育部関係】**

議案第3号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）

【所管科目】

（補足説明）なし

（質 疑）

○Q 繰越明許費補正のうち新中学校建築工事、これが12億1,340万円、来年度へ繰越しということになっています。この金額の繰越理由と、あと新中学校整備工事全体の進捗状況について再度説明願います。

○A まず、この繰越明許の理由でございますけれども、基本的に契約約款によりまして、この契約額の60%までにつきましては、請求があった際に支払いをしなければならないというようなこととなっております。それに基づきまして、令和5年度もそれに計画を立てて支払えるように計上をさせていただきました。

ただ、これが前払金と中間前払金とございまして、前払金というのは基本的に契約額の40%、それよりも工事が進んだ場合には中間前払金というのを、前払金を払った後に中間前払金を払うというところの中で残り20%がございまして、ということで、予算の計上は、その中間前払金までを払うという形で計上させていただいているんですけれども、基本的に現状の工事、内容を精査させていただいた結果、最終的に今年度の令和5年度の着地点につきましては、この前払金の部分で出来高払いが可能になるということになりましたので、その残りの中間前払金については令和6年度に繰越しをさせていただきたいという形になっております。

工事の進捗ですけれども、多少天候の不順という形の部分で遅れている部分はございますけれども、何か月も遅れるような、要は12億円、これをそのまま繰越しをするのが遅れた理由とか、そういったことではございませんので、基本的には予算に基づいて繰越しをさせていただきたいということのお話でございます。

○Q ありがとうございます。

（委員外議員）なし

議案第29号 工事請負契約の締結について

(補足説明) なし

(質 疑)

○Q 一応確認のため伺います。この契約金額は4億2,900万円なんですけれども、この工事に係る予算は債務負担行為で設定されていると思うんですけれども、この金額というのは債務負担行為の限度額だったんでしょうか伺います。

○A 限度額でございます。

○Q というのは、債務負担行為を提案されたときにも、私、確認したと思うんですけれども、昨今の資材の高騰であるとか人件費の高騰とか、これからさらに上がるような見込みも立てられている中で、債務負担行為額についてはその辺の余裕も若干見ているというお話がたしかあったと思います。その債務負担行為額の上限の4億2,900万円ということで今回契約されているわけなんですけれども、今後のそういう見込みというのは当然入っていると思うんですけれども、ほかの大型工事にも見られるような追加で契約をし直さなければいけないとか、もしくは金額によっては専決処分でやるようになるかもしれないんですけれども、その辺はどのように見通しているんでしょうか。

○A その辺のところは、今後も物価ですとか急激に上がるということも考えられますので、事業、工事を取りました事業者ともお話をさせていただきながら進めさせていただきたいと思います。

○Q 上がる可能性もあると見込んでいるということによろしいですね。

○A すみません、予算額は債務負担では4億9,800万円だと思いますので、すみません、課長の答弁がちょっと違っていました。この契約額で債務負担を取っているわけではありませんので、それは御承知おきいただきたいと思います。お願いします。すみません。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

## 【健康福祉部関係】

（補足説明）あり

（質 疑）なし

（委員外議員）なし

## 議案第9号 令和6年度伊豆市介護保険特別会計予算

（補足説明）なし

（質 疑）

○Q 緑色のファイルの令和6年度の介護保険事業特会の167ページ、附属説明資料になりますけれども、その中段の認知症対策事業261万2,000円について伺います。事業内容を見ますと、いわゆる認知症カフェ補助金ということで、令和6年度見込まれるであろう新規の立上げ2か所ということなんですけれども、この2か所はどこの地域なのか教えてもらいたいと思います。

それと、あと、既存にもう立ち上がっている認知症カフェもあると思うんですけれども、全体で来年度のこの2か所立上げ含めて何か所になるのかということをお教えください。

それと併せて、こうした令和6年度の認知症対策事業を進めるに当たって、いわゆる認知症の患者の方本人、そしてまたその家族、そうした人たちへどんな影響が見込まれるのか、効果ですね、その辺をどのように見越しているのか伺いたいと思います。

○A 既存の認知症カフェの場所なんですけれども3か所、季多楽さんと、あと黒玉テラス、あと市山のグループホームほほえみ、新たに認知症カフェを設定するところの予定なんですけれども、加殿の……

〔「今もうやっています」と言う人あり〕

○A やっている、すみません。加殿のところはもう一つやっているということです。今、4つやっているということですね。それで、あと一つ追加になるところが、オレンジカフェというところ……

〔「それが加殿です」と言う人あり〕

○A すみません、ちょっと追加で説明します。

○A 今現在、認知症カフェとして活動しているのが、今、課長の申し上げた4か所になります。そのうちで、この認知症カフェの補助金を申請しているところは1か所、残

りの3か所は自己資金で運営をしているという状況です。来年度、補助金の申請をした形で運営するのかどうかということは、今現状では未定です。

具体的にそれ以外に新たな認知症カフェの立上げというところは、まだ具体的にはないところなんですけれども、土肥地区にはまだ認知症カフェがない、旧4町の中にはないということと、認知症の御本人とか家族への支援については力を入れていきたいというところで、サポーターの養成とか、オレンジサポーターという言い方をするんですけれども、そういう立上げも今後計画しているところですので、そんな活動をしていく中で新たな立上げの声が上がってくればいいなというところで、まだ具体的ではないんですが、予算としては2か所計上させていただきました。

○Q 分かりました。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第26号 伊豆市介護保険条例の一部改正について
---------------------------

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第37号 伊豆市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
--

(補足説明) なし

(質 疑)

○Q 提案理由によると、省令の改正に伴って関連する市の条例の一部改正ということなんですけれども、内容的には地域包括支援センターの負担軽減のために、居宅介護支援事業所いわゆるケアマネの事業所も市から指定を受けて実施できるようにという、こういう指定居宅サービス等なんですけれども、そういうふうに改正する内容になっているんですが、伊豆市の地域包括支援センターのこのサービスに関わる現状と、この改正によってケアマネ事業所も含んでどのように具体的に変わるのか、その辺の説明をお願いします。

○A 御存じのとおり、包括支援センターは4地区にあるんですけれども、今回のこの条例ですけれども、居宅介護支援事業所これについては市内で12か所あるような状況です。ほか、支援センターも、先ほどの質問に出たように認知症だったり高齢者の数が増えているということで、いろいろな案件だとか事例で非常に業務が多忙になっているということがございます。特に支援の1、2、あと事業対象者のことをまとめてやっているものですから、居宅介護支援事業所に今回の条例では今も委託はできるんですけれども、じかに市が指定してこの支援ができるようになるということになりますので、一応包括の業務がある程度軽減されるんじゃないかなというふうには見込んでいるんですけれども、これはあくまでできる規定ではあるので、今までは包括で支援の方全部まとめて委託しているので、支援の方の状況を把握した中で委託しているんですけれども、直に今度委託すると、包括の人が今度、状況が分からなくなる可能性もあるので、そこは情報共有をしたいです。業務はある程度軽くできるのかもしれないけれども、できる限り1つのところで高齢者の情報を把握しながらやっていくことができるんじゃないかなと思っていますけれども、あくまでこれはできる規定ではあるので、どういうふうにしていくか、どういうふうにまとめていくというのは、今後、包括の方とかと協議して決めたいと思います。

以上です。

○Q 分かりました。

○Q 1ついいですか。できる規定ということなんですけれども、ケアマネ来てもなかなか成り手がいないという中で、実際、法律変わったから、法律どおりでいいんですけれども、難しくないですかという現状はあるんでしょうか。

○A おっしゃるとおり、居宅介護支援事業所のほうも、事例とか持っている案件が結構多いものですから、たくさんいろいろな方のケアマネジメントをしている現状が

あるので、先ほども言ったように、本当に渡していけば全体としてスムーズに回るのかどうかもあるので、その辺は先ほど言ったように、居宅支援介護事業所さんだとか、包括さんの意見を聞きながらやっていきたいというふうに思います。

○Q 適当でなかったら委員長止めてもらいたいんですけども、今、ケアマネの話が出てきましたんで、成り手がなかなかいないという現状もあるんですけども、地域包括支援センターの負担軽減というのもあったんですけども、ケアマネさんの負担軽減というのも当然考えなきゃいけない、その軽減することで成り手を増やすという、そういう考え方もあると思うんですけども、その中で、この間、新聞に載っていたんですけども、裾野と伊豆の国市がモデル地区になってA I活用ですね、主にケアプランの作成とか、そういったもので生成A Iを活用するというような話があったんですけども、適当でなかったら止めてもらいたいんですけども、モデル地区の実証によってどういう結果が出るかを見極めながらだと思うんですが、実際そういうA I活用とか、そういうことが必要な今状態になっているという認識しているのか、その辺を伺いたいと思います。

○A 確かに新聞に出ていて、介護プランをつくるのにA Iでというのも一つの方法ではあると思うんですけども、各市町ですね、何というんですかね、それぞれ介護サービスで持っているものも違ったり、その人の特性は当然違うので、なかなか難しいのではないかなと私はちょっと思うんですけども、やはりこれから担い手が減っていくということでは、A Iも非常に参考にはなるかなという思うので、そういった情報があれば、聞きながらいいところは生かせるように生かしていきたいというふうに考えています。

以上です。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

## 【市民部関係】

（補足説明）なし

（質 疑）

○Q 補正予算については、市民課になりますけれども、歳出のところで戸籍附票システムの改修に関わるシステム改修委託料の増ということで、全額国庫補助でこの予算を計上するという事なんですけれども、内容的には戸籍の附表に振り仮名を記載するためのシステム改修ということで説明を受けましたけれども、それに関連するかどうか確認したいんですが、一方、繰越明許の補正のほうで戸籍住民基本台帳の事務事業が1,516万9,000円来年度への繰越しということになっています。先ほど言ったこの補正予算の歳出の増額の戸籍附票システムの改修と、この住民基本台帳の事務事業と関連があるように思うんですけれども、それがあのかないのか、もし関連があれば、こういったところが関連ありますという、その説明をお願いします。

○A 委員おっしゃるとおり、今回の振り仮名の部分と繰越明許につきましては、全て関連している事業になります。この補正におきましても、今後3月までに執行する予定ですが、できない場合には繰越しとなる予定となっております。

以上です。

○Q 関連があるということなんですけれども、再度確認しますけれども、この繰越明許で戸籍住民基本台帳事務事業を1,516万9,000円繰り越すというのは、その振り仮名を表示するシステムを入れ込まないと、本来のこの戸籍住民基本台帳の整備が進まないんで、来年度に持ち越す可能性があるから繰り越すという、そういう理解でよろしいですか。

○A この今回の戸籍の氏名の振り仮名の制度につきましては、改正法が施行されるのが令和7年5月頃を予定されております。これに標準を合わせて、全てのものを改修していくような予定になっておりますので、ちょっと時間的な流れの中と補助事業を含めた事業の遂行が必要になりますので、全てを一括的に行うような形になります。

以上です。

（委員外議員）なし

（委員間討議）なし

（討 論）なし

（採 決）挙手全員。原案可決。

議案第7号 令和6年度伊豆市国民健康保険特別会計予算

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第8号 令和6年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第24号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。